

緑の風

MIDORI NO KAZE

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL ● <http://www.tamaken.org/>

11月号 vol.198

2016年10月24日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所
日野市神明3-10-5
エスプリ日野103 〒191-0016
TEL : 042-586-7651
FAX : 042-514-8096



『水車小屋ふえす vol.4』(2016年9月17日、東京都羽村市 撮影/本号リポート:松川)

特集

日本国憲法公布70周年

特集

日本国憲法公布70周年

【第25回議員の学校 記念講演より】

日本国憲法の「立憲主義」と

「強権政治」の進行

一橋大学名誉教授 杉原 泰雄

2

近代日本の歴史から考える憲法の平和主義【第7回】

『緑の風』編集委員・成城大学ほか非常勤講師 神子島 健

8

東京都羽村市

「水車小屋ふえす。」リポート

松川 遥

16

タマの風 vol.41 「個別の関係性こそが力」

神子島 健

19

山口映写室 vol.34

『ユッサー・ンドゥール —魂の帰郷—』

『グローリー —明日への行進—』

『フロスト×ニクソン』

ぐっち

22

◆財政研究会リポート◆ 第32回学習会
臨時財政対策債と償還費と交付税措置について

24

9月の活動ほか

34

特集

日本国憲法 公布70周年

第25回 議員の学校 記念講演より

日本国憲法の「立憲主義」と 「強権政治」の進行

杉原泰雄

シリーズ 戦後70年 いまあらためて日本国憲法の扉をあける

近代日本の歴史から考える 憲法の平和主義

【第7回】

神子島 健



日本国憲法
公布70周年

第25回議員の学校 記念講演より

日本国憲法の「立憲主義」と「強権政治」の進行

一橋大学名誉教授

すぎはら やすお
杉原 泰雄

I はじめに

1 「表題」について

私の担当は、一回だけの憲法講義です。難問山積の憲法政治の進行下で、どのような問題を検討するか多少迷いましたが、憲法学、憲法政治、国民の政治生活のいづれをとつても、とくに重要な基本問題であるこの表記の問題を取り上げることになりました。憲法にかんする最重要の基本問題の一つでありながら、近時は、憲法政治においても、憲法学においても、そして主権者・国民においても、軽視・無視されがちな問題だからです。そのような軽視・無視の状況が続けば、本格的

な「強権政治」※に陥ることは必定です。やや理解しにくい問題ですが、しばらくおつきあい願います。

※憲法を軽視・無視する政治を「強権政治」と表現することが、近時、学会でも一般化しているようです。ここでも、その表現を用いることにします。

2 「日本国憲法の「立憲主義」体制

日本国憲法は、政治と社会の根本的なあり方を国の最高法規としての憲法に定め、すべての統治権（国家権力のこと）をその憲法に従って行使することを求め、それに反する国家権力の行使を違憲無効として排除する「立憲主義」の体制をとつ

ています。



日本国憲法

前文・第一段(抄)

日本国民は…、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。…われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

第九七条【基本的人権の由来特質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九八条【憲法の最高法規性】(抄)

①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第九九条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

II 日本国憲法の「立憲主義」体制を軽視・無視する憲法政治の要因

憲法前文第一段の第一文・第二文・第四文および憲法本文の第九七条、第九八条一項、第九九条は、そのことを明示しています。

日本の憲法政治は、日本国憲法の「立憲主義」体制の軽視・無視の歴史ともいえるものでした。とくに近時においては、その動向が際立っています。「戦争の放棄」の「平和主義」から「集団的自衛権」も認められるとする「積極的平和主義」へ、「社会国家(福祉国家)・文化国家」からそれらを軽視する「新自由主義・反文化国家」への政治動向は、その代表的事例です。そのような反憲法政治的動向の要因が問題となります。とくに次の三点が気になります。

1 「権力担当者の権力濫用の本性」の問題

権力担当者が権力の濫用に走りがちなこと、人間の本性に根ざすもので、近

代の前夜に「立憲主義」体制の創出に貢献した代表的思想家たちは、みなその旨を指摘していました。近代以降においては、その指摘は「公理」(あらためて証明するまでもなく一般的に認められている真理・道理のこと)的な評価をえているようです。

(1)近代の「立憲主義」体制の導入に

寄与した思想家たちの指摘の「公理」性

①モンテスキューは、一七四八年に『法の精神』で、以下のような指摘をしていました。「権力を担当する者が、すべて権力を濫用しがちであるということ、は、永遠の経験の示すところである。…権力が濫用されないようにするためには、権力が権力を抑制するように事態を定めておかなければならない。」(『法の精神』第II編第四章)。権力分立論の提唱です。

②ルソーは、一七五五年の『人間不平等起源論』では、私有財産制が展開して、貧富の差が社会に根をおろすようになる、富者は「支配することの快楽を知ると問もなく、他の一切の快楽を蔑視した

：隣人を制御し隷従させることしか考えなかった。ひとたび人肉の味を知るや否や他の一切の食料を見捨てて、以後は人間をむさぼり食うことしか望まないあの飢えた狼とちようど同じように」（第二章）と指摘し、それに対処するために一七六二年の『社会契約論』では、「人民の、人民による、人民のための政治」を徹底して求める「人民主権」の政治体制を提唱していました。

③アメリカの独立宣言の起草者にして第三代の大統領となったジェファソンは、「立憲主義」体制の必要性を以下のように指摘していました。「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政治は、信頼ではなく、猜疑にもとづいて建設される。われわれが権力を託さなければならぬ人々を制約的な憲法によって拘束するのは、信頼ではなく猜疑に由来する。権力の問題においては、それゆえ、人に対する信頼に耳を貸さず、憲法の鎖によって非行を行わせないように拘束する必要がある。」（ケンタッキー州議会決議、一七九八年）

（2）日本国憲法下の

憲法政治における「公理」の作動

日本国憲法が、（1）で指摘しておいたような「公理」（権力担当者の権力濫用の「本性」の指摘）の克服を目指していることは、間違いありません。日本国憲法は、すでに見ておいたように、権力担当者に多様な厳しい規定を設けたうえで、憲法に従って担当する権限を主権者・国民のために行使することを厳命し、憲法を尊重擁護する義務を課しています（前掲―前文第一段、本文第九七条・九八条一項・九九条）。しかし、憲法を軽視・無視する強権政治的動向は、年とともに強化されているようです。「立憲主義」体制をもたらす要因となった「公理」的指摘は、日本国憲法下でもなお「公理」性をもっているようです。

①日本国憲法は、多様な方法で権力担当者の行動を主権者・国民が監視・統制することを求めています。たとえば憲法第一五条一項は、フランスやドイツの憲法と異なって、「命令的委任の禁止」（議員等の公的な行動を拘束する選出母

体からの指令の禁止）を欠落させたくえで、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定めています。地方自治法は、これを受けて主要な地方公務員につき、この憲法第一五条一項を具体化する制度を設けています。しかし、国会議員等国家公務員については、いまなお国民の罷免権を具体的に保障する法律を制定していません。最近汚職の疑いが強い政府高官についても「国政調査権」「議院証言法」さえもが容易には機能させられないような状況にあります。

②また、日本国憲法の施行の直前に制定された「旧教育基本法」は、その前文の冒頭で「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」と明記していました。憲法を主権者・国民のものとする教育の重要性を明示する注目すべき指摘でしたが、同法の運用においては忘れがちでした。二〇〇六年制定の現行教育基本法は、この規定を削除してしまいました（第一

次安倍内閣の段階)。

日本国憲法下でも先人たちの「公理」は、作動しています。しかしそれは、憲法を身につけた主権者・国民の力で阻止できるものに転換していることも忘れないうで下さい。「自由な政治は、信頼ではなく、猜疑にもとづいて建設される」、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」ことが「公理」作動克服の鍵となっていることの再確認です。

2 日本における二種類の

「立憲主義」体制の経験の問題

日本国憲法下の憲法政治を反憲法的な強権政治の方向に導く要因には、別のももあります。日本が、二つの「立憲主義」体制を経験し、しかも日本国憲法下の政治が両者の異質性を故意または過失により混同していることです。

身分制的封建体制を否定して近代化した諸国は、原則としてすべて、政治と社会の根本的なあり方を国の最高法規としての憲法に定め、その憲法に従ってすべての国家権力(統治権)を行使する「立

憲主義」体制をとっています。しかし、諸国の近代化のしかたは一樣ではなく、「下からの近代化」(近代市民革命による近代化)をした国と、「上からの近代化」(近代市民革命によらない近代化、旧特権身分の一部の指導による近代化)をした国とでは、「立憲主義」体制をとりながらも、近代憲法の諸原理を大きく異にし、それ故に「立憲主義」の概念をも異にしていました。

(1) アメリカやフランスの場合と

ドイツや日本の場合

アメリカやフランスのように不可侵の人権を認めて、人民主権や国民主権を憲法原理とした諸国は、人民・国民を国家

権力の権利主体(所有者)としていたので、人民・国民に代わって国家権力の行使を担当する国会や内閣(大統領)等は、憲法を通じて主権者から認められている

権限だけを人民・国民のために、憲法で定める方法(手続・条件)で行使すべきものと解されていました。授權規範・制限規範としての憲法による政治です。「近代立憲主義型の立憲主義」体制(A

型)です。

近代市民革命を経ずに「上からの近代化」をして、近代に君主主権を持ち込んでしまった近代のドイツや明治憲法下の日本などにおいては、君主が国家権力の権利主体(所有者)にしてしかもその行使者とされていたので(明治憲法では、天皇は統治権の「総攬者」つまり一手に握って行使する者とされていた)、その立憲主義は「例外的な禁止規範・制限規範」の体制と解されていました。権力担当者は、憲法ではつきりと禁止・制限されている事項・方法だけではできない、と解されていました。「外見的立憲主義型の立憲主義」(B型)です。「外見的」というのは「見せかけの」ということです。

(2) 日本における2つの「立憲主義」

体制の経験と両者の混同

日本は、「立憲主義」体制について、二つの経験をしています。明治憲法下ではB型の外見的立憲主義体制です。統治権の総攬者・天皇との関係では、「立憲主義」は例外的な禁止規範・制限規範の

体制と解されてきました。(天皇は、憲法ではつきりと禁止・制限されていない事項・方法はすべておこなうことができる)。しかし、日本国憲法では、国民を統治権の権利主体とする国民主権がとられているので、国会・内閣などの権力担当者は、A型の「立憲主義」体制の下にあることになり、憲法がはつきりと認めている権限だけを、憲法の定める方法で行使しなければなりません。

日本国憲法下の憲法政治は、二つの「立憲主義」体制についての理解を欠き、国民主権の日本国憲法下でも、明治憲法と同一の「立憲主義」体制が認められていると考えているかのように見えます。二つの憲法の原理・規定の差異に注目して下さい。

① 明治憲法

明治憲法(大日本帝国憲法)(抄)

上諭第二段・第三段

国家統治ノ大権ハ朕カ之(これ)ヲ祖宗(そそ)ニ承(う)ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ 朕及(および)朕カ子孫ハ将来

此ノ憲法ノ篇章ニ循(したが)ヒ之ヲ行フコトヲ愆(あやま)ラサルヘシ(第二段)

朕ハ我カ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス(第三段)

本文第一条・第四条

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

② 日本国憲法

すでに引用しておいた日本国憲法の前文の第一段の第一文・第二文・第四文、本文の第九七条・九八条一項・第九九条もその趣旨を確認しています。

(3) 日本国憲法下の

憲法政治の「B型」性

日本国憲法下の憲法政治は、とくに軍事の基本問題に際立っていることですが、これまでほぼ一貫して日本国憲法の立憲



主義に反する政策を続けてきました。憲法制定時には、憲法問題担当の金森徳次郎国務大臣は、警察力の名においても軍隊をもつことがないように、「運用上に於きましては誰が見ても警察権の範囲と認め得る程度に於実施すべきものと考えて居ります。」としていました。しかし、その後の憲法政治は、その説明と矛盾する運用の連続であり、日本の指揮・監督下でない外国軍隊の駐留を認め、警察予備隊から自衛隊へ、その自衛隊を世界有数の軍隊とし、集団的自衛権の世界に入り込むことも合憲とするに至っています。その動向は、軍事問題に限られません。

国家予算における文教科科学振興費や社会保障関係費などの動向はとくに気になります。

「A型」の「立憲主義」体制下で、「B型」の「立憲主義」体制への強権的な展開です。

3 憲法の基本用語の悪用・誤用の問題

日本国憲法の「立憲主義」体制を破壊する要因はほかにもあります。もう一つだけあげておきます。それは憲法の基本用語の悪用・誤用の問題です。

(1) 文言による憲法規定の表示と

その多義性の問題

憲法の規定はすべて文言で表示されますが、一つの意味しか持たない憲法用語は原則として存在しません。憲法の解釈運用においてはそれ故に憲法規定の解釈が分かれ、「立憲主義」が弱められがちになります。たとえば憲法第五四条一項（「衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、

国会を招集しなければならない」）のように数字で表記している場合でも、初日を算入するかしないかで条文の解釈が分かれることになります。これに党派的な利害や立場が加わると、とくに重要な憲法用語こそ、濫用の対象になりがちです。

憲法の諸原理、それと密接に係る基本用語は世界の近代・現代の歴史のなかでつくられそしてその概念を歴史のなかで発展・転換しています。近代立憲主義型市民憲法と外見的立憲主義型市民憲法、そして第一次世界大戦後に登場を始める現代市民憲法では、原理・基本用語の表現や概念が変化するようになります。

しかし、憲法では、その原理や基本用語の概念を明示していないのが普通です。それ故、憲法政治においては、憲法解釈の方法でそれらの悪用・誤用をするのが日常化しがちになります。悪用は、たとえば基本用語の概念がすでに転換していることを知りつつ、古い概念をなお正当なものとし続けることによつて、憲法の拘束をゆるめ、古い政治を温存しようとすることです。誤用は、たとえば基本用語の概念がすでに転換しているにもかかわらず、不学・不注意でその転換を理解

できないままに古い憲法政治を存続させることです。

(2) 日本国憲法下における

「悪用」「誤用」の代表的事例

以下のようなものがその代表的な事例です。みなさんも、その概念を検討してみてください。

- ① 統治権の所有者（権利主体）としての「国家」の概念
- ② 日本国憲法の国民主権と国民代表の概念
- ③ 憲法第九条二項の「戦力」の概念
- ④ 憲法第四一条・第六五条・第七六条の「立法」・「行政」・「司法」の概念
- ⑤ 「第八章地方自治」の概念
- ⑥ 「自由」の概念
- ⑦ 国民の知る権利の概念
- ⑧ 第一五一条一項の「罷免権」の概念
- ⑨ 「社会国家」・「文化国家」の概念
- ⑩ 「天皇」の概念

(了)

戦後70年
いまあらためて
日本国憲法の
扉をあける



近代日本の歴史から考える 憲法の平和主義

【第七回】

かごしま たけし
神子島 健

『緑の風』編集委員・成城大学ほか非常勤講師

第2部 戦後史から考える

2章 戦後の平和主義政策の「ゴマカシ」

前回の連載（六月号、二頁）にて、「そもそも考えるべきは、（A）戦後の「平和国家」とは何だったのか、そして（B）現在想定されている平和国家とはいったい何なのか、ということだ」と書きました（記号A Bは筆者の補足）。

（A）について言えば、この国は明治維新以来の大日本帝国の歴史をきちんと直視してこなかったため、戦前の体制を戦後に引きずっており、日本国憲法の理念が生かされていまいと言えます。そこに日米安保体制が重なることで、軍事力の復活・強化・変容が行われてきたわけです。

その積み重ねが現在につながり、戦争法／安保法に見られるような近年の動きが、

戦後に作られてきたものを変質させ、（B）の問題につながってくるわけです。

今回は主にこの問題にかかわる、戦後の日本政府の平和主義政策をいくつか考えてみます（ただし核兵器をめぐる問題は次回で扱います）。

1. 見えてきた現場レベルでの 安保法の問題

（1）PKO五原則に照らした問題

現在、陸上自衛隊が南スーダンでPKO（国連の平和維持活動）に参加しています。その首都、ジュバで治安が不安定になって

いることから、PKO参加の継続に対する懸念が出されています。とりわけ、PKO五原則と照らして問題があるという指摘が出ています。これはそもそも、安保法と関係のないレベルで、南スーダンPKOそのものが日本のPKO法に照らして問題だ、ということなのです。

最近のNewsweekの記事によれば、国連職員や外交官などが、南スーダン政府軍に襲撃されているにもかかわらず、南スーダン政府に受け入れをお願いする立場である国連がそのことを非難しない状況です。同政府は「我が政府が国連の活動を妨害しているとか、人道援助を邪魔している」というのはウソだ」と、自国側に有利な発言をしているようです（注1）。正直なところ、注1にある記事などから鑑みて、五原則の「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」

PKO5原則(外務省ホームページより)

わが国が国際平和協力法に基づき国連平和維持活動に参加する際の基本方針のことで、

- 1) 紛争当事者の中で停戦合意が成立していること
- 2) 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること。
- 3) 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること。
- 4) 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することが出来ること。
- 5) 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

の5つを指し、それぞれ国際平和協力法の中に反映されています。

ということが成り立っておらず、実質的には同国の大統領派と、それに対立する副大統領派の大規模な戦闘が起きている状況です。

(2) 安保法との関連

それにもかかわらず、十月八日にジュバの陸自宿营地などを視察したことをふまえ、稲田防衛大臣は、「ジュバの状況は落ち着いている」とし、「七月には『衝突』事案もあった」が「法的な意味の戦闘行為ではなく衝突」(注2)と、あくまで偶発的なものであると言っています。

PKOの現状そのものについては、詳しく触れる余裕がありません。本論において重要な問題は、五原則に反する厳しい現実を見ず、起きているのはあくまで偶発的な「衝突」という位置づけで、「紛争当事者の中で停戦合意が成立している」とすることで、自衛隊を南スーダンにとどめておきたいという願望が透けて見える点です。そしてその先には、昨年成立した安保法によって可能となった、「駆け付け警護」(PKO関連の人員が暴徒や難民に取り囲まれた時に緊急の要請に応じて応急的、一時的に警護すること)を実施する機会を、さらには、安保法で広がった自衛隊の行動範囲が、より「厳しい」情勢に立ち向かうものであるということ、国民に強調したい、とい

う願望も見え隠れしています。

万が一犠牲が出れば、自衛隊員の犠牲を強調してナショナリズムを煽り、自衛隊の強化に結び付く可能性も出てきます。むしろ、そんなことをあらかじめ正面から言う政治家はいません。そのことを我々は肝に銘じて、現実が起こっていることの意味を考えていく必要があります。

(3) 国際人道法の問題

もう一つ、法案審議時点でも言及されてきたことではありますが、最近新聞で取り上げられた大きな問題としては、PKOではなく、他国軍の戦闘などに対する後方支援活動で、自衛隊員が捕虜になった時の問題です。

本来、軍人がそうした時に他国軍や武装勢力に捕まると、国際人道法(ジュネーブ条約)によって、「捕虜」として正式に取り扱われます。ところが、「政府は、後方支援は武力行使に当たらないという前提で、自衛隊参加の道を開いた。『捕虜』を認めれば武力行使だと認めることになり、憲法違反になる」(注3)ということですが。

これは要するに、憲法九条で明確に否定されている「交戦権」を、様々な解釈で言い逃れしてきた政府の解釈からして、「捕虜」になることを認めれば、後方支援が交戦権の行使にあたってしまい、憲法違反に

なってしまうことから、それを認めない、ということなのです。

憲法上素直に考えれば許されない場所に自衛隊員を送る結果、自衛隊員がリスクを負う、という典型例と言えます。安保法が憲法違反である、ということがここからも見えてきます。

一つ付け加えておくと、特に南スーダンを含むアフリカ中部でのPKO活動は、非常に根深い問題を抱えています。現地の資源をめぐる諸外国の政治的駆け引きが絡んでいたりと、場合によっては、紛争当事者同士が、紛争を長引かせることでお互いに利益を得る（資源の搾取を正当化し、平定されて民主主義になってしまつたら自分たちの権力があやうくなる）ような構造が存在します（注4）。

「PKOに部隊を出す＝国際貢献」のような単純な図式を批判し、一つひとつの地域の抱えている問題に、外の人間が行って貢献できることが本当にあるのか、あるとしたら何なのかをていねいに検討する必要があります。これは自治を考える視点ともつながることです。

2. 言い換えによる「マカシ」

(1) 戦後続いてきた言い換え

南スーダンの現状を「戦闘」ではなく「衝突」と言い換え、

交戦権を認めず

「捕虜」に当たらないと言い換える問題。ここで改めて確認しておくべきは、こうしたゴマカシが決して今に始まったことではなく、戦後日本の政府が憲法九条

に関して様々なレベルで既にやってきたことである事実です（しかもこうした原点の確認があまりなされなくなっています）。つまり、軍事力を持った組織としての「軍隊」を「自衛隊」と言い換えているわけです。「戦車」を「特車」と（かつて）言い換え、「巡洋艦」や「駆逐艦」を「護衛艦」と言い換えたりすることと同じ発想とも言えます。

だから、国内的にどう言い訳をしようとするのか、一般的に自衛隊は国際法のレベルでは軍隊として扱われています。繰り返しますが、こうしたゴマカシが浸透している、という状況は、安保法に始まったことでは全くなく、戦後日本で、警察予備隊（注5）もしくは保安隊の成立以来、ずっと行われてきたことと言えます。



神子島 健（かごしま けん）

1978年東京都生まれ。集团的自衛権問題研究会の会員。多摩市在住、多摩市の平和活動に参加している。神子島健ほか編『戦後思想の再審判』（法律文化社）が昨年9月末に刊行。

(2) 日本の「軍事費」

例えば、スウェーデン政府が出資しつつも、同政府から独立した研究機関として世界的に大きな影響力を持っている、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）があります。ここで世界各国の軍事費をまとめていますが、当然、日本政府の防衛費は、軍事支出（Military expenditure）としてカウントされています。

二〇一五年年度の軍事支出ランキングを見ると、十位までが表1のようになっており、日本はドル建てで世界八位となっています（注6）。そして、ここで押さえておきたいのが、ここでの日本の数値には次のような注釈がついていることです。「日本の数値には沖縄に関する特別行動委員会（SAC）の予算が含まれ、軍人恩給が除外され

表1 :2015 年世界の軍事支出(100 万ドル)

	国名	金額	対 GDP 比
1	アメリカ	596024	3.3%
2	中国	214787	1.9%
3	サウジアラビア	87186	13.7%
4	ロシア	66421	5.4%
5	イギリス	55460	2.0%
6	インド	51257	2.3%
7	フランス	50860	2.1%
8	日本	40885	1.0%
9	ドイツ	39393	1.2%
10	韓国	36435	2.6%

SIPRI ウェブサイト Military Expenditure Database より

ている」。

考えてみればこれだと米軍駐留関係費（いわゆる「思いやり予算」など）が入っていないので、そこも考える必要のあるところですが、ここでは詳しく触れません。

(3) 軍人恩給と厚生省

ここで重要なのは、軍人恩給（原語は Military pensions）です。わざわざこれが書かれているのは、日本政府の計算上において軍人関連の年金（元軍人たちへの恩給

と、戦没者遺族への遺族年金）は軍事費に含まれていないのですが、軍人への年金等は、軍への貢献に対する支出であると同時に、軍の過去の行動を正当なものとすることで可能になる支出です。要するに、国際的に見れば軍隊の正当性を支えるものであって、軍事支出に当たるわけです。

ところが日本の場合、第二次世界大戦に敗れ、軍隊の組織が形式上別のものになったうえ（旧軍から自衛隊へ）、管轄するのが防衛省ではなく、総務省と厚生労働省になるため、軍事予算として

計算していないわけですから、ちなみに二〇一六年度予算額は三二四五億円、額面上ピークだったのは一九八三年の一兆七三五八億円です。これは形式的には、「扱う部署が違うから軍事費でない」と言えますが、軍事費に入るべきものをそうでないとはい換えるゴマカシの一種として機能していません。この恩恵を受ける日本遺族会が、過去の戦争と植民地化の（そして日本軍の行動の）根強い正当化の装置として機能してきたことは、よく知られる事実です。

それは大日本帝国の価値観との連続性を強化しています。

戦没者の遺族の中に、自分の肉親が関わった戦争が侵略であったと考えると、感情としては理解できません。しかしアジア諸国などに、侵略の結果亡くなった多数の人がいる事実と、その戦争を仕掛けたのが日本である事実、消えないのです。

恩給の支給の実務は総務省が担っていますが、中心的な役割を果たしているのが厚生省（旧厚生省）です。厚生省は、そもそも日中戦争中の一九三八年に、国民の戦争動員のための健康増進などを担うために作られた省庁でした。さらには敗戦によってGHQに陸軍省と海軍省が解体させられた後を引き継ぎ、旧軍人たちの復員の担当省庁として、元軍人たちを支えてきました。

つまり、日本軍が解体された後、元軍人たちの軍歴等を管理する役割を厚生省が担ったのです。だからこそ、軍人として亡くなった人々を祀る靖国神社が、戦後に国家から切り離されて一宗教法人となった後も、厚生省は新たに判明した戦没者の名簿等を、靖国神社に送っていました。関連した資料や国会答弁から、ジャーナリストの田中伸尚さんは「合祀という靖国神社の宗教的活動に公的機関が戦没者調査などの面で援助、協力し、事実上、経費も負担していたこと

をうかがわせる」(注7)と書いています。一九五〇年代半ばに国会で取り上げられましたが、当時は大きな問題にならず、少なくとも八〇年代ごろまで続いたようです。

政府が一宗教法人に協力している点、しかもそれが遺族の意志と無関係に行われている点においても、明らかに政教分離違反です。こうしたことが平然と行われていたこと自体、戦前・戦中への深い問い直しに欠落していたことを意味します。田中伸尚さんが靖国を取り上げた別の著書に『ドキュメント靖国訴訟 戦死者の記憶は誰のものか』(岩波書店、二〇〇七年)があります。が、まさに、国家が戦死者の記憶を、国家の行為を正当化するために管理する施設が靖国神社であり、日本国憲法の精神からすれば、それはあつてはならないことです。つまり、死者の意味付けに国家が関与してはならず、それは個々の遺族たちの信教の自由によるものであり、政府としてはそのうえで、かつての戦争を反省する立場に立つべきなのです。

3. 武器輸出三原則

戦後日本において、政府が政策として行ってきた「平和主義」というのは、筆者の考えるところでは、かなりの部分、表面的な行為にとどまっております、実質的な平和、こ

こでは憲法九条が本来想定しているところの非軍事による平和を作り出していくレベルの行動に、あまりつながらなかつたのが現実だと思っています。

とはいえ、様々なレベルでのせめぎあいの中で、平和主義としての実質をもつた一つの政策として、「武器輸出三原則等」(一九七六年)がありました。ここで三原則「等」とある点にご注意ください。武器輸出三原則と、それに「等」がついたものでは、意味が違ってくるのです。

(1) 武器輸出三原則「等」の意味

武器輸出三原則は、佐藤栄作内閣が一九六七年に表明したもので、次の三つの場合には武器の輸出を認めない、というものです。

- (1) 共産圏諸国向けの場合
- (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合(注8)

これは要するに、冷戦下での「敵」国と紛争中の「あぶない」国に武器を売ってはいけないという、多くの人が当たり前だろうと思う内容のものに過ぎませんでした。

ですから、ベトナム戦争中は、日本で米軍のナパーム弾の製造(組み立て)をして、それがベトナムで使われていた、という指

摘がよくなされます。

それに対して三木首相が七六年に「武器輸出に関する政府統一見解」を出しました。そこでは三原則で言及されていない国への武器輸出をも慎むことにしました。つまりすべての国へに対して武器輸出をしない、としたわけです。これを先の三原則と合わせた形で「武器輸出三原則等」と呼んだのです。

当時は日本国内での軍事産業の保護育成が優先され、輸出するほどの必要性がなかったから産業側も反対しなかったという背景があります。敵味方に関係なく武器は売らないというその理念は、高く評価されるべきです。

とはいえ、これを出した三木内閣も大して理念を強調しなかつたばかりでなく、それがある程度好意的に受け止めた多くの人も、三原則と三原則等の持つ決定的な意味の違いを、ほとんど考えてこなかつたと言えるでしょう。そして本来であれば、それを法制化できていれば、今日のように三原則が解体されてしまうことも避けられたのかもしれない。

(2) 軍隊を支える仕事

戦前の日本が軍事大国であったことは言うまでもありません。国家予算に占める軍事費の割合は、戦争末期は狂気というよう

なレベルで、一九四四年には八五%、なんと対GNP比では九八%。借金によって国家予算がGNPを超えたため可能になる数値です(注9)。戦争の形態も資本主義の形態も変わり、同じようなことになることは考えにくいです。

とはいえ、軍事産業で働く、ということの意味は、大きく変わったわけではありません。それは人殺しの道具を作る、という意味合いで共通するばかりではありません。戦前、「東洋一」とうたわれたのが、陸軍の大砲兵工廠です(現在の大阪城公園の一部。一九四五年八月十四日に空襲を受け壊滅した)。三宅宏司さんという方が詳しい研究をしており、当時大砲兵工廠で働いていた色々な人にインタビューをしています(注10)。

現代の工場、機械でモノをつくる第二次産業は、完全に分業制です。区切られた細かい作業をひたすらやるわけです。そうすると、完成品を見ることがないわけですから、場合によっては、自分がつくっているものが何かすら、よくわからないわけです。仮に自分は大砲をつくっていることがわかっていても、ただ単にねじを巻いているだけという人間にとって、大砲という現物を見ることはないのです、それが兵器として人を殺すために使われていることをイメージするリアリティがないわけです。戦地でそれ

が使われているというのは、遠い世界のことです。

多くの労働者にとっては、完成品を見るどころか、隣の作業場に入ることもありません。当時であってもお国のためにという意味は弱い。ただ仕事して、給料を、「そこそこもらたええわ」ということです。

二〇〇七年ごろに、米軍横須賀基地で働く日本人労働者にインタビューをした、ルポライターの島本慈子さんの本の中にも、これと似たような発言が出ています。

事務職員のBさんは、「基地従業員の仕事というのは、艦船修理であれば船をここまで修理するとか、別の部署であれば、軍人・軍属さんが外から帰ってきた時にゆっくりと休む家をつくるとか、あるいは娯楽施設を提供するとか、そういった内容のものですよ。そんなねえ、『殺戮』だとか、『殺す』だとか言われたら、もう皆さん、びっくりしちゃってねえ」

エンジニアのCさん、「一人ひとりの仕事が細分化されてますから。トータルにやっているわけではない。ですから従業員の方は、殺戮に加担しているという意識はもっていないです。「中略」特段、我々が戦争に加担しているというイメージで就職をしたり、仕事をしている方はいない(注11)。

当時若かった軍国少年・少女たちは、戦争を支えるのだという意識を持っていたり、

戦後の貧困の中で嫌々米軍基地で働いたという人は少なからずいたとは言えるでしょうが、軍隊を支える、兵器生産や兵站、軍人のための福利厚生といった仕事に就く人の意識は、長い目で見れば戦前・戦後と大きく変わらない部分がある、ということでしょう。しかしそれは確実に、軍隊が人を殺すための行為を支えています。

(3) 特殊な職場という面

ということ、やはりほかの企業と全く同じ、というわけではありません。そしてそこには「秘密」がいろいろと関わってきます。これは一九八〇年代の話ですが、愛知県にある豊和工業という会社の軍事工場を取材した朝日新聞のチームのエピソードです。「会社を辞めた元社員だとか、他の会社の人、防衛庁の幹部や政府関係者と会って話を聞き、裏をとった。その取材した内容を、翌日には豊和工業は知っていた。だれに会って、どういう話をきいたということが流れていたのにはびっくりした。要するに、どういう取材をしているのか、向こうでも情報収集活動をしていたわけだ(注12)。独自の情報網の下で、情報の収集・管理・統制を日常的に行っていないければ、こんなことは不可能です。

米軍基地の労働者についていえば、先の本で島本さんも指摘していますが、保安解

雇なるものがあります。要するに、組合活動などをして、米軍から見て信用できない労働者を解雇する仕組みです。「圧力」等で組合員を排除するといった話でなく、ルールの中で解雇ができるようになっていくわけですね。

米軍基地労働者の組合である全駐留軍労働組合（全駐労）の資料には、保安解雇についてこうあります。

地位協定12条6項は、駐留軍労働者の解雇無効の最終判断が日本の裁判所又は労働委員会で示された場合であっても、手続きを経て当該労働者を就労させないことができる規定になっています。外務省の解釈は「保安解雇(施設区域内軍紀の維持の攪乱(かくらん)を含む安全上の理由による解雇)についてのみ適用されるとされ、正常な組合活動による場合は含まれない。かかる場合は米側は、裁判所・労働委員会の決定に服する」とされています。しかし、保安上の理由なのか組合活動なのかも含めて誰が判断するかと云えば、米軍が判断するものでありかつては組合活動家がねらい打ちされたこともあって全く信用できないものがあります。こうした規定は、国内の他の事業所では有り得ず、駐留軍労働者に課せられた基本的な権利の制約であり、法の下の平等に抵触する規定と言わざるを得ませ

ん。(注13)

軍隊に関連する仕事であることを理由に、憲法上は保障されているはずの正当な権利がねじまげられている。日本国憲法の精神に鑑みれば、軍事を理由に人々の権利を抑圧してきたことへの反省に立つべきところですが、日米地位協定が憲法に勝る、というようなアベコベの自体が存在するわけですね。

(4) 現在の日本の軍事産業

先ほど触れたSIPRIでは、兵器生産および軍事サービス(傭兵サービスを含む、軍事関連のサービス提供)関連企業についてのデータも収集しています。世界の軍事産業の詳しい分析や傾向は、年鑑(Yearbook)を見る必要がありますが、基礎的なデータは同研究所のウェブ上で見ることが出来ます。

表2は、そこで紹介されている世界のトップ100企業の表からの一部抜粋です。二〇一四年にランク入りしている日本企業は、この五つの企業でした。

日本企業と、他の多くの企業の違いは、儲けが世界トップクラスとは一けた違うということ、今の時点では輸出がほぼ無いことと、もう一つ、企業の利益全体の中で軍事関連の儲けが占める割合が、日本企業は相

対的に低いことです。ここで一番高い川崎重工でも一五%であり、ほぼ軍事専門の会社と言えるBAEシステムズやレイセオンの九〇%超とは大きな違いがあります。

とはいえ、国内市場のみ、つまり日本政府のみを相手で作ってきた日本企業が、5社、世界のトップ100に入っているわけです。日本の軍事費が決して低くないからこそですが、武器輸出三原則がなくなると、「防衛装備移転三原則」として、輸出が解禁されていくことで、特に他国から注目されるような技術を持ったメーカーは、一層上位に食い込んでくる可能性があります。

戦後のゴマカシの中で温存されてきた軍事産業が、積極的平和主義の更なるゴマカシの上で羽ばたこうとしているのかもしれない(他方、従来は日本政府に守ってもらった産業という側面が変化してくることで、軍事関連部門を縮小する企業が出てくる可能性もゼロではありません)。

次回は、戦後の政府による「平和主義」の最大のゴマカシであり、戦後の軍事体制の根本ともいえる、日米「核」安保の現実を考えてみたいと思います。

表2: 2014年世界の兵器生産および軍事サービス企業の売上ランキング

SIPRIのTop100データ(※1)より抜粋

2014 順位	2013 順位		国	売り上げ (億ドル)	(※2) (%)
1	1	ロッキード・マーチン	米国	374.7	82
2	2	ボーイング	米国	283.0	31
3	3	BAE システムズ	英国	257.3	94
4	4	レイセオン	米国	213.7	94
5	5	ノースロップ・グラマン	米国	196.6	82
21	28	三菱重工	日本	39.2	10
50	49	川崎重工	日本	20.8	15
70	62	IHI	日本	11.8	9
75	69	三菱電機	日本	10.4	3
77	94	NEC	日本	10.1	4

(※1) データの不足から、中国企業はランクから除外してある。

(※2) 企業の全売り上げに占める、兵器・軍事の割合。

注

1 「南スーダンで狙われる国連や援助職員」Newsweek 日本版ウェブ、二〇一六年十月十二日。

<http://www.newsweekjapan.jp/stories/>

world/2016/10/post-6012_1.php

2 「首都付近で相次ぐ戦闘・襲撃」『朝日新聞』二〇一六年一〇月二二日朝刊。

3 「人道的扱い 保証されぬリスク」『朝日新聞』二〇一六年九月二五日朝刊。

4 米川正子「アフリカ

中央部における紛争と

国連PKO」『集団的

自衛権問題研究会 News

& Reviews』vol. 11
(二〇一六年一月)。

5 厳格な平和主義の立場に立つ憲法学者の中

でも、警察予備隊は、

実態に照らして文字通

り強化された警察力で

あって、国際法上の軍

隊には当たらなかつた

という立場をとる人も

います。

6 各国の数値の算出根

拠は、国によって違っ

てくる部分もあります。

詳しくは同ウェブサイ

トから閲覧できますの

で確認してください。

7 田中伸尚『靖国の戦

後史』(岩波新書、二

〇〇二年)。

8 外務省ホームページ「武器輸出三原則等」。

9 山田朗『護憲派のための軍事入門』花

伝社、二〇〇五年より引用。元データは、

歳出費が大蔵省『昭和財政史』四巻、対

GNP比が安藤良雄辺『近代日本経済史

要覧』(東京大学出版会、一九七五年)。

10 三宅氏のインタビューについては次注

の島本『戦争と労働』や、河村直哉『地

中の廃墟から…『大阪砲兵工廠』に見る

日本人の二〇世紀』(作品社、一九九九

年)などに掲載されています。三宅氏本

人による研究としては三宅宏司『大阪砲

兵工廠の研究』(思文閣出版、一九九三

年)など多数。

11 島本慈子『ルポ 戦争と労働』岩波新

書、二〇〇八年。

12 鎌田慧『日本の兵器工場』(講談社文

庫、一九八三年。文庫版あとがきより、

朝日新聞『兵器生産の現場』からの再引

用。

13 全駐留軍労働組合「駐留軍労働者のス

テータスの確立」『駐留軍労働者等雇用

基本法』(仮称)の制定を求めて「二〇

〇八年八月(全駐留軍ホームページより)